



若草・岡本西地区  
環境美化委員会会則

2019年4月1日

若草・岡本西地区協働活動委員会

## 若草・岡本西地区環境美化委員会会則

### (名称)

第1条 この会の名称は、若草・岡本西地区環境美化委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、若草・岡本西地区内の児童公園、児童遊園、若草緑地等（以下「公園等」という。）を「常に安全で安心して使用できる環境に維持」（以下「環境維持」という。）することを目的とする。

### (活動)

第3条 委員会は、公園等の環境維持に関し、若草・岡本西町内会と連携協力・調整を行い、効果的な活動を行うものとする。

また、若草・岡本西地区内で、公園等の環境維持活動を行う団体やボランティアグループ等（以下「関係団体」という。）の活動との連携・調整を行い、効果的な活動を行うよう努めるものとする。

なお、市から町内会に委託されている公園等の環境維持の内容は次の通りである。

#### (1) 日常清掃等

- ・公園内の石、空き缶等の除去
- ・ごみ箱の清掃、ごみの搬出（ごみ箱の設置箇所のみ）
- ・遊具等の補修が必要な場合の連絡
- ・夏季の植栽の水遣り（散水栓の設置箇所のみ）

#### (2) 定期清掃等

- ・公園内の除草
- ・樹木の下草刈り、中低木の剪定
- ・砂場の砂の掘り返し（天地替え）

2、関係団体には、前項に掲げる活動の補助支援活動をしていただくものとする。

### (関係団体)

第4条 前条の関係団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 若寿会
- (2) 若草一味クラブ
- (3) 志津南環境美化ボランティアの会（緑化グループ、花グループ）

### (構成・役員)

第5条 委員会は、若草一～八丁目町内会と岡本町西町内会（以下「若草・岡本西町内会」という。）の環境美化委員と協力員（本会経験者等）（以下「委員」という。）で構成する。

2、委員会には、委員長、副委員長、会計、事務局長を置き、委員の互選により選出する。

- 3、委員長は、委員会を統括し目的達成に必要な事項を行なう。
- 4、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は職務を代行する。
- 5、会計は、委員会の会計の事務を行う。
- 6、事務局長は、委員会の事務局を統括する

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。欠員によって選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会は、原則毎月第2土曜日に開催し、必要に応じて委員長が招集する。議長は委員長が務め、活動の執行に関する事等、出席者の過半数の同意を得て決する。

(倉庫、清掃用機材の管理)

第8条 若草・岡本西地区町内会協働活動規則の若草・岡本西地区倉庫日常管理規程に定める清掃用機材収納倉庫と清掃用機材の維持保全に必要な管理を行う。

- 2、清掃用機材は、定期的な点検手入れを行うとともに、品名、数量、購入・補修記録などを記載した管理台帳により管理する。
- 3、清掃用機材の使用者は、清掃用機材の使用前および使用後の適切な点検手入れを行って、点検手入れの不備による事故を防止し、常に良好な状態を保つものとする。

(経費)

第9条 委員会の運営、活動に必要な経費は、若草・岡本西地区協働活動費をもって充てる。

(会計年度)

第10条 委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の過半数の同意を得て、若草・岡本西地区協働活動委員会の承認をもって行うことができる。

付則

この規則は2019年4月1日から施行する。